

千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会

傍聴に関する遵守事項等について

(目的)

第1条 この遵守事項は、千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の決定)

第2条 審議会は、傍聴者を会議の当日に先着順により決定する。

2 審議会は傍聴者に対し、傍聴要領（別紙）を配布するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は20人とするものとする。

(傍聴席の指定)

第4条 傍聴者は、あらかじめ決められた傍聴席で会議を傍聴するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会の会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの遵守事項に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退出させることができる。

附則

平成12年8月3日から適用する。

附則

平成14年11月6日から適用する。